

## 西宮市障害者福祉ホーム事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本市における障害者の福祉ホーム事業（以下「福祉ホーム事業」という。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、法第5条第28項に定める福祉ホームを運営する社会福祉法人等に対し補助金を交付することにより、福祉ホーム事業の適正かつ円滑な運営を図り、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、法第80条第1項の規定に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たす者とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定に基づき、市長に申請しなければならない。これとは別に、西宮市内に所在地を有するホームを運営する者は、第6条の規定に基づき、西宮市の指定を受けなければならない。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにもあてはまるものとする。

- (1) 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とするものであること。
- (2) 家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除く。）を対象とするものであること。
- (3) 利用者と福祉ホーム事業者の契約により利用するものであるもの。
- (4) 管理人が次の業務を行うものであること。
  - ア 施設の管理
  - イ 利用者の日常生活に関する相談及び助言
  - ウ 福祉事務所等関係機関との連絡及び調整

2 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 管理人の人件費（給料等）
- (2) 需要費（消耗品費、修繕費等）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (補助金の額)

第5条 福祉ホーム事業の補助基準月額の算出方法については、別表で定める。

- 2 前項の規定により算出した補助基準月額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の算出は、毎月1日付けでの入居者数に第1項及び第2項の規定により算出された補助基準月額を乗じることによるものとする。

(事業者の指定)

第6条 福祉ホーム事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市障害者福祉ホーム事業指定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本
  - (2) 福祉ホームの平面図
  - (3) 設備・備品等一覧
  - (4) 運営規定
  - (5) 利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、指定が適当と認める場合につき、西宮市障害者福祉ホーム事業指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
  - 3 指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)が、第1項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、西宮市障害者福祉ホーム事業内容変更申出書(様式第3号)を市長に提出し、西宮市障害者福祉ホーム事業内容変更承認書(様式第4号)により、市長の承認を受けるものとする。
  - 4 指定事業者は、当該事業の運営を廃止しようとするときは、西宮市障害者福祉ホーム事業廃止届(様式第5号)により、その旨を市長に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする福祉ホーム事業者(以下「交付申請者」という。)は、西宮市障害者福祉ホーム補助金交付申請書(様式第6号)を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の申請にあたっては、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 西宮市障害者福祉ホーム補助金所要額調書(様式第7号)
  - (2) 西宮市障害者福祉ホーム事業計画書(様式第8号)
  - (3) 収支予算書抄本

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、西宮市障害者福祉ホーム補助金交付決定通知書(様式第9号)により交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条により交付決定した補助金は、同条により通知を受けた交付申請者（以下「補助決定事業者」という。）の請求に基づき、概算払いの方法により交付するものとする。

2 補助決定対象者は、前項の規定により支払われる補助金を、西宮市障害者福祉ホーム事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求をするものとする。

(事業実績の報告)

第10条 補助決定事業者は、当該年度の事業終了後1ヶ月以内に次の各号に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 西宮市障害者福祉ホーム事業実績報告書（様式第11号）
- (2) 西宮市障害者福祉ホーム事業補助金精算書（様式第12号）
- (3) 西宮市障害者福祉ホーム年間在籍者数報告書（様式第13号）
- (4) 収支決算書抄本

(補助金の精算)

第11条 交付した補助金は、前条により提出された書類に基づき精算するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、補助決定事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(変更、中止、廃止の届出)

第13条 補助決定事業者は、補助金交付の決定後に当該事業計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助決定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(事業の報告及び調査)

第15条 市長は、必要に応じて補助決定事業者に補助対象事業の報告を求め、または職員に調査を行わせることができる。

(福祉ホーム事業者の責務)

第16条 福祉ホーム事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ利用者に対して、当該事業の運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 福祉ホーム事業者は、利用者が入居又は退居した場合は、遅滞なく報告しなければならない。

(指定の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る第6条の指定を取り消すことができる。

(1) 補助金の請求に関し不正があったとき

(2) 指定事業者又はその従業員をはじめ当該事業に携わる者が、第16条の規定による報告を求められてこれに応じず、又は調査に協力しないとき。

(3) 指定事業者が、不正の手段により第6条に規定する指定を受けたとき。

(4) 指定福祉ホーム事業者が、法第36条第3項第1号から第13号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取り消しを行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 西宮市障害者福祉ホーム事業補助基準額表

施設種別	補助基準月額（入居者一人あたり）
身体障害者福祉ホーム	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設定員 5～9 人の場合 3,216,000 円 ÷ 12 ÷ 定員数</li><li>2 施設定員 10～19 人の場合 3,833,000 円 ÷ 12 ÷ 定員数</li><li>3 施設定員 20～29 人の場合 5,068,000 円 ÷ 12 ÷ 定員数</li></ol>
知的障害者福祉ホーム	<ol style="list-style-type: none"><li>1 管理人に対する経費 216,580 円 ÷ 定員数</li><li>2 補修費 7,350 円 ÷ 定員数</li></ol>
精神障害者福祉ホーム	<ol style="list-style-type: none"><li>1 管理人に対する経費及び修繕費 227,670 円 ÷ 定員数</li></ol>